

東京都 P C B 対策の現状

P C B 廃棄物は、30年以上の長期間にわたり保管されてきました。しかし、最終処分が平成 17 年 11 月から開始する予定としており、処理開始に向け、様々な課題がある、本稿では、P C B 廃棄物の保管の現状、適正保管、処理体制の整備状況等について概説いたします。

1 . 適正管理指導要綱

東京都は、平成 12 年 6 月に「P C B 廃棄物適正処理検討委員会」を設置し、適正処理のため取るべき具体的な対策について精力的に検討いたしました。

委員会報告は、P C B 廃棄物の環境リスクの拡大を未然に防止するため、都内での P C B 廃棄物の処理を早急に行う必要があるとの認識のもとに、適正処理を促進させるための都の取組みについて取りまとめています。

この報告に受け、平成 13 年 6 月には P C B 特別措置法に先駆けて、使用中の P C B 製品および P C B 廃棄物を適正に管理することを目的にした「東京都 P C B 適正管理指導要綱」を定めています。

P C B 廃棄物を保管する事業者等には特別措置法により、保管及び処分の状況の届出が義務づけられています。PCB 製品等の不明、紛失は、電気設備の入れ替えや建物の建て替えで発生する事例が多く、このため、使用から保管までの一貫した適正な管理が求められています。

このようなことから、PCB 製品の使用事業者に対して、使用状況の報告や使用中止後の保管の届出などを求め、特別措置法の空白部分を指導要綱により補い、使用から保管までの一貫した適正管理を指導しています。

2 . 都内の保有状況

都は、平成 13 年以降、毎年度、特別措置法及び指導要綱に基づく届出対象事業所約 9 千事業所に届出の案内文書や届出用紙等を送付しています。しかし、未届出事業所や建物建て替え・売却によりあて先不明で返送されてくるものもあり、これらの事業所については、督促や追跡調査等を行い、届出を求めています。

平成 15 年度の届出を集計した結果は、表のとおりとなっています。

3．重電機器からの微量のPCB検出について

平成14年7月、環境省はトランスなどの重電機器中のPCBの混入がないとされている絶縁油から微量のPCBが検出された事例を公表するとともに、変圧器等が廃棄物となった場合の取扱について、関係事業者等に対しての周知を要請しており、現在、国の取組みと合わせて、都は、以下の周知を図っています。

所有している重電機器等の使用を終え、廃棄しようとする場合には、各メーカー及び（社）日本電機工業会から提供されるPCB混入の可能性に関する情報に注意し、必要に応じて、当該機器メーカーにPCB混入の可能性の有無について確認してください。

廃棄しようとする重電機器等について、PCBの混入が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律第3条」の規定により、PCB廃棄物として適正な保管等の措置を講じてください。

各メーカーからの情報により、PCB混入の可能性が完全には否定できないとされる重電機器等を廃棄しようとする場合も、PCBの混入が確認された廃重電機器等と同様な扱いとなりますが、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、PCB廃棄物に該当しないものとなります。

なお、分析のために採取した試料を運ぶ行為は、廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けません。また、この場合の量は、必要最小限とし、分析後に余った試料は事業者様に返却することとなります。

このため、産業廃棄物処理業者のうち、トランス油等を取り扱う事業者にあっては、保管事業者から処理依頼があった場合には、取扱には細心の注意が求められることとなります。

4．無害化処理

東京事業においては、PCB廃棄物の無害化処理が、平成17年11月から日本環境安全事業（株）により28年度までの間に適切に処理が行われることとなっています。なお、東京都の区域にあるPCB廃棄物については、平成22年度までに処理します。

同施設では、廃重電機器と照明用安定器等が処理の対象となっています。感圧複写紙等は対象となっていません。

平成 16 年 9 月末には、日本環境安全事業(株)より処理料金等も示されました。なお、中小企業等の小規模保管事業者が保管している PCB 廃棄物については、処理料金の約 70%が都道府県も拠出している PCB 廃棄物処理基金から助成されます。また、早期登録・調整割引金の制度も発足しています。

保管事業者の処理の申し込み等については、東京地区にあつては、平成 17 年の春に地方自治体及び日本環境安全事業(株)より、通知等を発送する予定としています。また、説明会等の実施も併せて予定しています。

さらに、使用中の照明用安定器の交換、PCB 含有シーリング材の管理など引き続き取り組むとともに、処理が完了するまでの間、東京都は引き続き適正管理や無害化処理が円滑に進むように事業者指導を図っていきます。

(参考)

URL : <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/pcb-hp/index.htm>

表 平成 15 年度 PCB 廃棄物の保管量および PCB 製品の使用量

機 器 種 別	保 管 量	使 用 量
高圧トランス	1,451 台 (1,390 台)	253 台 (477 台)
高圧コンデンサ	20,429 台 (20,056 台)	3,070 台 (2,834 台)
照明用安定器	1,110 千個 (1,060 千個)	70,9 百個 87,7 百個)
PCB を含む油	45,800 ㍓ (35,300 ㍓)
その他小型機器	247,000 個 (200,000 個)	700 個 (160 個)
感圧複写紙	67,700 kg (65,900 kg)
柱上トランス	25,956 台 (23,692 台)	103 千台 107 千台)
油として保管	45,240 ㍓ (106,670 ㍓)
微量 PCB 含有機器	40,6 百 ㍓ (油量換算)	3,890,0 百 ㍓ (油量換算)

注：()内は、前回調査(平成 14 年 12 月)の保管及び使用量